



彼岸花



編集発行人  
河合会計

税理士 河合孝彦  
社会保険労務士

〒910-0019  
福井市春山1丁目9番13号  
TEL 0776 (22) 0897(代)  
FAX 0776 (27) 6199  
<http://kawai.zei-mu.com>

9月

(長月) SEPTEMBER

16日・敬老の日  
22日・秋分の日  
23日・振替休日

日	8	22	
月	9	23	
火	10	24	
水	11	25	
木	12	26	
金	13	27	
土	14	28	
日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	
水	4	18	
木	5	19	
金	6	20	
土	7	21	

9月の税務と労務

- |  |  |
|--|--|
| 国 税 / 8月分源泉所得税の納付<br>9月10日             | 国 税 / 10月、1月、4月決算法人<br>の消費税等の中間申告 (年<br>3回の場合) 9月30日 |
| 国 税 / 7月決算法人の確定申告 (法<br>人税・消費税等) 9月30日 |  |
| 国 税 / 1月決算法人の中間申告<br>9月30日             |  |



ワンポイント 代表取締役等住所非表示措置

登記事項証明書等における会社の代表取締役等の住所表示を、市区町村までとすることができる措置。プライバシー保護のため令和6年10月から開始します。設立登記の際などに手続きが行えますが、登記情報で代表者の住所を証明できず、金融機関の融資等で不都合が生じる可能性があり、慎重な検討が必要です。

# 令和6年度税制改正

## 交際費等

～交際費等から除かれる飲食費の金額基準が大幅に引上げ～

交際費等のうち飲食費について、令和6年度税制改正で取り扱いが変わりましたので、改正された内容について取り上げます。

なお今回の改正で、交際費等の損金不算入制度については、令和9年3月31日まで適用期限が延長されました。

### 交際費等とは

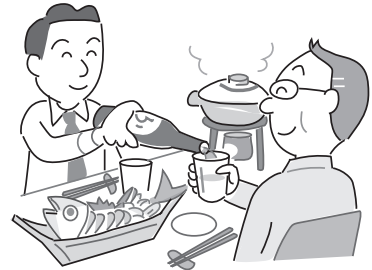
法人が、得意先や仕入先など事業に関係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答などをするために支出する費用を、交際費等といいます。接待費や機密費などの名目であっても、交際費等に含まれます。

一方、【表1】に示すように、専ら従業員の慰安のために行われる旅行などの費用や、カレンダーなどの物品を贈与するための費用、会議の際に飲食物を供与するための費用は、通常要するものである限り、交際費等から除かれます。また、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から、一人当たり5千円以下の飲食費についても、交際費等から除かれることになりました。

### 飲食費の特例

一人当たり5千円以下の飲食費が交際費等から除かれる規定を適用するためには、

- ・ 飲食等のあつた年月日
  - ・ 飲食等に参加した得意先などの氏名や自社との関係
  - ・ 参加者数
  - ・ 飲食等の金額や飲食店名、住所など
  - ・ その他飲食費であることを明らかにする必要事項
- が記載された書類を保存する必要があります。なお、この飲食費からは、自社の役員や従業員などの接待等のために支出するものは除かれます(以下同)。
- 基本的には、参加者全員の氏



名を記載する必要がありますが、参加者の一部が不明の場合や参加者が多数の場合には、「○○○会社・□□部・△△◇◇(氏名)部長 他10名」などの記載であっても差し支えありません。

この規定は、一人当たりの金額が5千円以下の費用それ自体が対象となりますので、一人当たり5千円を超える飲食費について、その飲食費のうち5千円を超える部分だけを交際費等にし、5千円以下の部分を交際費等から除外する経理処理は、認められません。

### 令和6年度税制改正

令和6年度税制改正で、交際費等から除かれる飲食費の金額基準が、一人当たり5千円以下から一人当たり1万円以下に引き上げられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

### 交際費等の損金不算入額

資本金又は出資金(以下「資本金」)が1億円以下の法人について、交際費等の損金不算入

額は、次のいずれかの金額とすることができず。

① 支出交際費等一年間800万円

② 支出交際費等一接待飲食費の50%

ここで支出交際費等とは、その事業年度において支出する交際費等の額をいいます。また接待飲食費は、一人当たり5千円（令和6年4月1日以後は1万円）を超える飲食費で、法人がその事業年度に支出した金額の合計額のことです。

なお、資本金が5億円以上の法人の100%子法人や、資本金が1億円超100億円以下の法人は、前記②「支出交際費等一接待飲食費の50%」の金額が損金不算入額になります。資本金が100億円を超える法人は、支出交際費等の全額が損金不算入額になります。【表2】参照

また、交際費等の金額の判定は、法人が適用している経理方法によって異なり、税抜経理方式の場合は税抜金額で、税込経理方式の場合は税込金額で算定した金額により行います。

表1 交際費等から除かれる費用

内容	備考 <sup>※1</sup>
専ら従業員の慰安のために行われる旅行等のために通常要する費用 (取引先に対する接待、供応、慰安などのための旅行は、交際費等に該当)	福利厚生費
飲食などのために要する費用 <sup>※2</sup> で、支出金額が1人当たり5,000円以下のもの (得意先との旅行・観劇等の途中で言う飲食代は、飲食のみの接待ではないため旅行費用等に含まれて、その全額が交際費等に該当)	書類保存要件あり
カレンダーや手帳などの物品を贈与するために通常要する費用	広告宣伝費
会議に関連して、茶菓や弁当などの飲食物を供与するために通常要する費用	会議費
出版物や放送番組を編集するために行われる座談会など、記事の収集や放送のための取材に通常要する費用	取材費

令和6年度税制改正で基準額が1人当たり**1万円以下**に引き上げられた

※1 備考欄の勘定科目は、一般的に使用されるものを表記してあり、この科目の使用が強制されるものではありません。

※2 専らその法人の役員・従業員・これらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。

表2 交際費等の損金不算入額の計算方法

法人の区分	損金不算入額
中小法人 <sup>(注)</sup> (資本金1億円以下の法人)	次のいずれかの金額を選択することができる ① 支出交際費等一年800万円 ② 支出交際費等一接待飲食費の50%
中小法人以外のうち 資本金100億円以下の法人	支出交際費等一接待飲食費の50%
中小法人以外のうち 資本金100億円超の法人	支出交際費等

(注) 資本金5億円以上の法人の100%子法人等は、①は適用できません。

## チャットボット(ふたば)

国税庁は、個人がパソコンやスマホから税務相談をすることができる「チャットボット(ふたば)」を運営しています。このチャットボットは、メンテナンス時間を除いて、24時間利用することができます。

相談できる内容は、令和5年分の所得税や消費税の確定申告、定額減税、インボイス制度に関するもののほか、e-Taxや確定申告書等作成コーナーの操作方法です。また令和6年分の年末調整については、10月ごろに相談開始が予定されています。

チャットボットは、パソコン・スマートフォン・タブレットで利用することができます。ブラウザは、最新バージョンを使用します。チャットボットへの質問は、よくある質問などをメニューから選択する方法と、文字で入力して質問する方法があります。

チャットボットは、AI(人工知能)を活用

した自動応答システムであり、有人によるチャットではありません。そのため、質問の意図をAIが認識しない場合があります。そのときは表現を変えて再度質問をします。また相談範囲については、過去の年分には対応していません。例えば令和5年分の所得税の確定申告について質問する場合、令和4年分の制度には対応していないということです。

注意する点は、相談が多い事項に対応しており、すべての質問には対応していないことや、所得税の確定申告や定額減税、年末調整については、日本国内の居住者の相談を前提としていることです。また、回答は一般的な事項について説明しているの、確定申告などの各種手続は、申告内容も含めて自己の判断と責任で行うこととなります。さらに、質問をする際には、個人情報を入力しないようにすることにも、注意する必要があります。

## 雑誌の年間購読料

法人が一定の契約に基づいて継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、その事業年度終了時にまだ提供を受けていない役務に対応するものを、前払費用といいます。

前払費用は、原則は支出したときに資産計上し、役務の提供を受けたときに損金の額に算入すべきものです。ただし法人が、支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合は、支払った額を継続して支払った日の属する事業年度の経費として経理処理をしているときは、その経理処理が認められ、損金の額に算入することができます。これを短期前払費用の特例といいます。

しかし、法人が1年分の雑誌購読料を支払った場合には、短期前払費用の特例は適用できません。なぜなら、雑誌の購読料は役務の提供に係るものではなく、物品の購入に係るものだからです。

### 資産の評価益

法人が所有している棚卸資産や固定資産などの資産について評価替えをして、その帳簿価額を増額した場合、その増額した金額(いわゆる評価益)は、原則として所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされています。

一方、会社更生法や金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律の規定による評価替えや、民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったこと等による評価替えなど、一定の評価替えについては、評価替えをした日の属する事業年度の所得の計算上、その評価益を益金の額に算入することになります。ただし、これらの規定の評価替えに該当する場合でも、評価替えによる帳簿価額がその資産の時価を超えるときは、時価を超える金額については益金の額に算入されません。